

平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会社名 新コスモス電機株式会社 代表社名 代表取締役社長 重盛徹志

(JASDAQ・コード: 6824)

問合せ先 取締役上席執行役員

管理本部長 飯森龍

(TEL. 06-6308-3112)

# 当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入について

当社は、平成22年5月14日開催の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2))として、当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

なお、上記取締役会においては、取締役全7名のうち、社外取締役1名を含む全員が出席し、本プラン導入につき出席取締役の全員一致で承認可決がなされております。また、 社外監査役を含めた監査役全員が本プランの導入に異議がない旨の意見を述べております。

記

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、下記 II.1 に記載する当社の 企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を中長期的

に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであることから、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的に当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する仕組みをとるもの、買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、被買収会社の取締役会や株主が大量買付の内容等について検討し、あるいは被買収会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、被買収会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、並びにお客 様、取引先、顧客、従業員、労働組合、地域社会等の利害関係者との間に築かれた関係 等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業 価値・株主共同の利益を確保、向上させることはできません。特に、当社の企業価値の 源泉は、①国民の安全確保という重要な社会的使命を果たし続けることで得られた社会 からの深い信頼、②高品質で競争力のあるセンサ・商品の開発を可能とするための研究 開発力、③長年の経験や実績に裏打ちされた、LP ガス業界、都市ガス業界をはじめとす る多岐にわたるお客様との強固な信頼関係に基づき確立された販売ルート、④従業員の 成長を促進する活気ある企業風土にあると考えており、当社の経営にあたってはかかる 当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、 当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉 を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の 企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者か らの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企 業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付 の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する 方法、従業員その他の利害関係者に対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、 大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かか る情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主 共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、このような者に よる大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・ 株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

### Ⅱ 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値の源泉

当社は、1960年の設立以来、当社に関係する全ての人々の利益を尊重し、価値ある

商品を生み出し続けることによって、人類の社会生活の向上に貢献することを企業理念とし、センサ技術の開発・向上により、ガス事故や火災から人々の尊い生命、身体及び財産を守ることを使命として、事業を継続してまいりました。かかる企業理念の下、当社は、1964年に世界で初めて家庭用ガス警報器を開発して以来、トップメーカーとしてガス警報器・ガス検知器に関する技術開発をリードするとともに、全国のLPガス業界や都市ガス業界をはじめとした、ガスをご使用になるあらゆるお客様に対してガス警報器・ガス検知器の普及に努めてまいりました。

かかる当社の企業価値の源泉は、上記Iでも述べたとおり、①国民の安全確保という 重要な社会的使命を果たし続けることで得られた社会からの深い信頼に加え、②高品 質で競争力のあるセンサ・商品の開発を可能とするための研究開発力、③長年の経験 や実績に裏打ちされた、LP ガス業界、都市ガス業界をはじめとする多岐にわたるお客 様との強固な信頼関係に基づき確立された販売ルート、④従業員の成長を促進する活 気ある企業風土等にあると考えております。

具体的には、①当社は、家庭の安全を守る家庭用ガス警報器を累計 4,500 万台以上生産し、これを各家庭に提供してきたことにより、家庭における事故減少の一翼を担うと同時に、作業者の安全を守る業務用携帯型ガス検知器は累計 55 万台以上、工場の安全を守る工業用定置式ガス検知警報器についても累計 40 万点以上を産業の現場に提供することで、まさに「家庭から産業の現場に至るまで」様々な場面・場所において、安全で快適な環境作りに貢献して参りました。ガス警報器の専門メーカーとして、真摯に国民の安全確保という重要な社会使命を果たし続けてきた結果、社会の皆様より深い信頼を得ることができていると考えております。

また、②当社は、かかる安全で快適な環境づくりに貢献し、もって国民の安全を確保するという観点から、常にお客様のニーズに応え続けてまいりましたが、その源となる研究開発に関しては、センサの素子開発から商品開発まで、幅広く研究開発を行える体制を整えてまいりました。具体的には、従業員数の 4 分の 1 以上を研究開発に従事させることで、長期にわたる経験とデータの蓄積、及びそれらを有機的に結合させ活用するノウハウを必要とするガスセンサについて、高品質で競争力のあるセンサを継続的に提供できるよう研究開発力の向上に努めてきた結果、お客様の幅広いニーズに応え得る研究開発力を有するに至ったと自負しております。

そして、③このような高度の研究開発能力のもとで、豊富な種類のセンサ群を開発したことにより、国内企業で唯一、家庭から産業の現場まで、幅広い分野で使用できる商品のラインナップを有するに至ったものと自負しており、その品質の高さも相まって、ガスをご使用になるあらゆる業種・分野のお客様からいただく高い評価を背景にガス警報器のトップメーカーの地位を確立するとともに、強固な販売ルートを確立するに至っております。

さらに、④当社では、時代と従業員の個性を重んじた人事制度、研修制度を取り入

れることで、オンリーワンを目指す企業風土を育んでおり、これにより、安全・安心をお客様にお届けすることに誇りと責任を持って取り組む人材を継続して生み出しております。

### 2. 企業価値向上のための特別な取組み

当社は、平成 20 年度から平成 22 年度までの中期経営計画を策定・実行しており、この中期経営計画の下、「人と技術で安全快適な環境づくりに貢献する」をスローガンに、コア技術であるセンサの研究開発と生産体制の強化及び社員の成長を実現する風土づくりを目指すことで経営基盤の整備と再構築を図っております(詳細については平成 20 年 5 月 16 日付当社プレスリリース「新コスモス電機「中期経営計画 2008-2010 について」をご参照下さい。)。

当社は、大学や研究機関などとの共同による新しいセンサの開発や、国家プロジェクトに対する参画、また、かかる取組みを通じた継続的な研究開発力の向上といった、従前より実施している企業価値向上のための諸施策に加え、上記中期経営計画がスタートしてから現在に至るまでに、「競争力の強化」を指向する具体的施策として、①お客様対応の充実を図るため、前中期経営計画において実施した関東圏 4 ヵ所の出張所開設に引き続き、本中期経営計画においては、兵庫県姫路市と滋賀県大津市の関西圏 2 ヵ所に出張所を開設する等、当社の企業価値の源泉の重要な一つである販売ルートのより一層の強化に取り組んでおります。また、②当社の有する高い研究開発力の成果の一つとして、社会的課題である住宅火災時の逃げ遅れを防ぐため、不完全燃焼時に発生する一酸化炭素の検知と、煙の検知を組み合わせることで火災の早期発見を可能とし、お客様に対してより一層の安心を提供する不完全燃焼警報機能を付加した住宅用火災警報器の開発が挙げられます。

加えて、「体質の強化」を指向する具体的施策として、①執行役員制度の導入による 意思決定機能の強化と業務執行の迅速化、②火災警報器の生産ラインの新たな設置に よる安定した供給体制の確立、③継続した人材育成を行うための、階層別教育をはじ めとした研修制度の充実、などに取り組んでおります。これにより、当社の企業価値 の源泉である従業員の成長を促進する活気ある企業風土がますます育まれていくもの と考えております。

#### 3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社では、企業経営の透明性を高め、業務執行の適法性・公正性を確保することで企業価値を持続的に向上していくため、取締役の任期を 1 年として経営陣の株主の皆様に対する責任を一層明確化しております。また、当社は従前より社外取締役を 1 名選任しておりますが、第 51 期事業年度に係る当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)においても同様に社外取締役 1 名を選任する議案を上程する予定で

す。さらに、監査役4名のうち、2名は独立性を有する社外監査役です。これら社外取締役と社外監査役が取締役会等重要な会議に常時出席し、取締役の業務執行を十分に監視できる体制となっております。

### Ⅲ 本プランの目的、概要及び内容

#### 1. 本プラン導入の目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記Iの基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行うものは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、不適切であると考えております。本プランはこうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うことを可能とすることを目的としております。

なお、現在、当社が具体的に第三者から大量買付の提案を受けている事実はありません。平成22年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別添「大株主の状況」のとおりです。

## 2. 本プランの概要

本プランは、当社株券等(下記 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じとします。)の25%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者による事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買付者等(下記 3.(1) 「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じとします。)が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買付者等による権利行使は(一定の例外事由が存する場合を除き)認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った本新株予約権(下記 3.(1) 「本プランの発動に係る手続」(e)に定義されます。以下同じとします。)の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、特別委員会を設置し、特別委員会規程(その概要については別紙 1 をご参照下さい。)に従い、当社経営陣から独立した当社社外監査役等のみから構成される特別委員会(本プランの導入当初において予定される特別委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙 2 のとおりです。)の判断を経るものとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会(下記 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(g)に定義されます。以下同じとします。)を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その 透明性を確保することとしております。

- 3. 本プランの内容(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針 が支配されることを防止するための取組み)
  - (1) 本プランの発動に係る手続(概要は別紙3「本プランに係る手続の流れ」をご参照下さい。)
    - (a) 対象となる買付等

本プランは、以下①又は②に該当する当社株券等の買付若しくはこれに類似する行為又はその提案<sup>1</sup>(当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株券等保有割合<sup>4</sup>が 25%以上 となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>を行う者に係る株券等所有 割合<sup>7</sup>及びその特別関係者<sup>8</sup>の株券等所有割合の合計が 25%以上となる公開買

<sup>1</sup> 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役がこれに該当すると認めた者を含みます。)。以下同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

<sup>7</sup>金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関

付け

買付等を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに 定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権の 無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならない ものとします。

#### (b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面(買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの)及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書(以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。)を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店若しくは事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

### (c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から 10 営業日以内に、買付説明書(以下に定義されます。)の書式(買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。)を買付者等に対して交付します。買付者等は、当社が交付した書式に従い、次の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を、当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを特別委員会(特別委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙 1「特別委員会の規程の概要」を、本プラン導入当初の特別委員会の委員の略歴等については、別紙 2「特別委員会委員略歴」のとおりです。)に送付します。当社取締役会又は特別委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

① 買付者等及びそのグループ(共同保有者<sup>9</sup>、特別関係者及び買付者等を被支配 法人等<sup>10</sup>とする者の特別関係者)の詳細(名称、資本関係、財務内容、経営成 績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の

する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

<sup>9</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者と みなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。以下同じとします。 10 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

過去の取引の詳細等を含みます。) 11

- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容(対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。)
- ③ 買付等の価額及び算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定 に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想され るシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を 含みます。)
- ④ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的 名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当 政策
- ⑦ 当社の株主(買付者等を除く。)、従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社 会等の利害関係者に対する対応方針
- ⑧ その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討、買付者等との交渉及び代替案の提供要求
  - ① 当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から買付説明書及び特別委員会が追加的に提出を求めた本必要情報(もしあれば)が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限(原則として 60 日間を上限とします。)を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。)、その根拠資料及び代替案(もしあれば)その他特別委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することがあります。

② 特別委員会による検討等

特別委員会は、買付者等及び(当社取締役会に対して上記①のとおり情報等の提供を要求した場合には)当社取締役会から情報等(追加的に提供を要求したものも含みます。)を受領してから、原則として最長 60 日が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画等に関する情報収集、比較検討及び当社取締役会の提供する代替案(もしあれば)の検討等を行います(以下、かかる特別委員会による情報収集及び検討に要する期間を「特別委員会検討期間」といいます。)。また、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとします。

<sup>11</sup> 買付者等がファンド・組合の場合は、各出資者・組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

特別委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、特別委員会が、特別委員会検討期間において、直接又は間接に、 検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに 応じなければならないものとします。

### (e) 特別委員会の勧告

特別委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付等について、下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定める発動事由(以下「発動事由」と総称します。)が存すると判断した場合には、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権(その主な内容は下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。なお、特別委員会は、ある買付等について発動事由のうち発動事由②(以下「発動事由②」といいます。)の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての権利落ち日の前々営業日までの間においては本新株予約権の無償割当てを中止すべき旨、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなく なった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等により、 発動事由が存しなくなった場合

### ② 本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、特別委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の 無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実

施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生 じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実 施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

### ③ 特別委員会検討期間の延長を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内(但し、原則として30日間を上限とするものとします。)で、特別委員会検討期間を一ないし複数回延長することができるものとします。特別委員会検討期間が延長された場合、特別委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

### (f) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権無償 割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし ます。但し、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役 会は、株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不 実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

### (g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)上記(e)①に従い、特別委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思確認総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)取締役会が、その善管注意義務に照らし、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案した上で、株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会(その定足数等は、会社法及び当社の定款に基づく株主総会に準ずるものとし、以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

### (h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況(意向表明書・買付説明書が提出された事実及び特別委員会検討期間が開始した事実を含みます。)又は特別委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、当社株主意思確認総会の決議の概要、その他特別委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

### (2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、以下の通りです。なお、上記 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、次の要件に該当するかどうかについては、必ず特別委員会の判断を経ることになります。

### 発動事由①

本プランに定める手続を遵守しない買付等であり(買付等の内容を判断するため に合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。)、かつ本新 株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

### 発動事由②

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同 の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
  - ① 当社株式等を買い占め、その株式等について当社関係者等に対して高値で買取 りを要求する行為
  - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、 当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として 流用する行為
  - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産 等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的 高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の対価の支払時期・支払方法その他 買付等の経済条件を含みます。以下(d)でも同じとします。)が当社の本源的価値 に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 買付者等による提案(買付等の条件のほか、買付等の時期・方法、買付等の実行の蓋然性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主の皆様、従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。)内容が不十分または不適当であるため、①国民の安全確保という重要な社会的使命を果たし続けることで得られた社会からの深い信頼、②高品質で競争力のあるセンサ・商品の開発を可能とするための研究開発力、③長年の経験や実績に裏打ちされた、LPガス業界、

都市ガス業界をはじめとする多岐にわたるお客様との強固な信頼関係に基づき確立された販売ルート及び④従業員の成長を促進する活気ある企業風土という当社の企業価値の源泉に重大な支障をきたす等、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に反するおそれのある買付等である場合

### (3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです。

### (a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当ての取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

### (b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てを実施します。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日 本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

#### (d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として 1 株とします。

### (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間(取引が成立しない日は除きます。)の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値(気配表示を含みます。)に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

#### (f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)として、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

### (g) 本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者<sup>12</sup>、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者<sup>13</sup>、(iv)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(v)上記(i)乃至(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(vi)上記(i)乃至(v)記載の者の関連者<sup>14</sup>(以下、(i)乃至(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。)は、一定の例外事由が存する場合<sup>15</sup>を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も下記(i)項②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

# (h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

- (i) 当社による本新株予約権の取得
  - ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取

<sup>12</sup> 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 25%以上となる者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

<sup>13</sup> 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して25%以上となる者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

<sup>14</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

<sup>15</sup> 具体的には、(A)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又はその後買付等を実施しないことを誓約するとともに、(B)買付者等その他の特定買付者等が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(C)買付者等の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の特定買付者等についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、特定買付者等の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合(以下「特定買付者等株券等保有割合」といいます。)が(i)当該買付等の前における特定買付者等株券等保有割合又は(ii)25%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の特定買付者等は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる特定買付者等による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が 別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することが できるものとします。

- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当該取締役会が定める日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち特定買付者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。
- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付 本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めます。
- (k) 新株予約権証券の発行 本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- (1) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

# (4) 本プランの有効期間

本プランの有効期間(以下「有効期間」といいます。)は、本定時株主総会の終結の時までとします。なお、本プランについては、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本定時株主総会後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで更新することを予定しております。

但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社取締役会において 本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止され るものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本取締役会の決議及び本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正若しくは変更された場合には、当該廃止又は修正若しくは変更の事実及び(修正・変更の場合には)修正・変更の内容その他当社取締役会又は特別委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

### (5) 法令の改正等による修正

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、平成 22 年 5 月 14 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設又は改廃により、上記各号に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各号に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### 4. 株主の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入にあたっては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

- (2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主及び投資家の皆様に与える影響
  - (a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様(以下「割当対象株主」といいます。)に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記 3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)②に記載した特別委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際 して株主及び投資家の皆様に与える影響 本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、特定買付者等の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様に当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

### (a) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座等の必要事項、並びに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が交付されることになります。なお、特定買付者等による本新株予約権の行使に関しては、上記3.(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」(g)の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の 払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保 有する当社株式が希釈化することになります。

但し、当社は、下記(b)に記載するところに従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

#### (b) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の 手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、特定買付者等以外の 株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付すること があります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むこ となく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権に つき原則として 1 株の当社株式を受領することになります。但し、この場合、か かる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明 保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提 出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、特定買付者等からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について規定される場合には、当社は、かかる規定された内容に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

### IV 上記の各取組みに対する取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み(上記Ⅱ)について

当社の中期経営計画に基づく①関西圏での出張所の開設、②不完全燃焼警報機能を付加した住宅用火災警報器の開発、③執行役員制度の導入、③火災警報器の生産ラインの設置、④研修制度の充実 等の諸施策やコーポレート・ガバナンス等への取組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであ り、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- 2. 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組み(上記Ⅲ)について
  - (1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組 みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の 維持を目的とするものではないと考えております。

### (a) 買収防衛策に関する指針等の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」(以下「指針」といいます。)の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しています。また、指針の定める上記三原則を基本としつつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容を有するものとなっております。

加えて、本プランは、株式会社大阪証券取引所の JASDAQ 等における企業行動 規範に関する規則の特例第 10 条所定の買収防衛策の導入に係る尊重事項を全て充 足しています。

### (b) 株主意思の重視

本プランの当初の有効期間は、上記III3.(4) 「本プランの有効期間」にて記載したとおり、本定時株主総会の終結時までですが、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本定時株主総会後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで更新されることになります。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、本プランには、更新後の有効期間を約 1 年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

#### (c) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランの発動に際しては、独立性の高い社外監査役・社外有識者等のみから 構成される特別委員会による勧告を必ず経ることとされています。

さらに、特別委員会は、当社の費用において独立した第三者専門家等の助言を 受けることができるものとされており、特別委員会による判断の公正さ・客観性 がより強く担保される仕組みとなっております。

#### (d) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ3.(1)「本プランの発動に係る手続」(e)及びⅢ3.(2)「本新株予

約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと 本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能であるため、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、 発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

以上

本書は、株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の導入を一般的に公表するための文書であり、株主の皆様に対し、当社の定時株主総会における当社提案議案につき、 当社又は第三者にその議決権の行使を代理させることを勧誘するものではありません。

### 特別委員会規程の概要

- 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 特別委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のもの に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により 別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役又は社外監査役であ った特別委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合(但し、再任された 場合を除く。)には、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 特別委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、 その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委 員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行う(但し、①に 定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主意思確認総会において別段 の決議がなされた場合には、当該決議に従う。)。なお、特別委員会の各委員及び 当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の 利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営 陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会 に諮問した事項
- 上記に定めるところに加え、特別委員会は、次の各号に記載される事項を行う。
  - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  - ② 買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答 期限の決定
  - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ④ 買付者等との交渉・協議
  - ⑤ 特別委員会検討期間の延長の決定
  - ⑥ 本プランの修正又は変更に係る承認

- ⑦ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事 項
- ⑧ 当社取締役会が別途特別委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・特別委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、特別委員会は、買付者等から買付説明書及び特別委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう要求することができる。
- ・ 特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとする。
- ・ 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その 他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関す る説明を求めることができる。
- ・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ること等ができる。
- ・ 各特別委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
- ・ 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会委員の全員が出席(テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。)し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

### 特別委員会委員略歷

本プラン導入当初の特別委員会の委員は、以下の3名とします。

池上 久雄(いけがみ ひさお)

昭和40年4月 三菱商事株式会社入社

昭和61年6月 米国三菱商事株式会社上席副社長

平成3年10月 三菱商事株式会社参与 職能担当役員補佐兼人事厚生部長

平成12年5月 社団法人日本貿易会常務理事兼国際社会貢献センター(NPO)理事長

平成 16 年 4 月 国立大学法人東京大学理事

平成18年4月 東京学芸大学客員教授(現任)

平成18年6月 当社社外監查役就任(現任)

# 家郷 誠之(いえさと まさゆき)

昭和41年4月 弁護士登録(大阪弁護士会所属)

小林寬法律事務所入所

平成52年3月 家郷誠之法律事務所所長(現任)

(平成6年度大阪弁護士会幹事

平成7年度大阪弁護士会司法修習委員

平成8年度大阪弁護士会司法修習副委員長

平成8年度日本弁護士連合会司法修習員会員)

# 宮本 界平(みやもと くになり)

昭和39年3月 第一生命保険相互会社入社

平成4年 4月 同社投資調査部長

平成7年 4月 オーエムビル管理株式会社代表取締役社長

平成14年8月 第一ビルサービス株式会社常勤監査役

平成 15 年 4 月 同社取締役

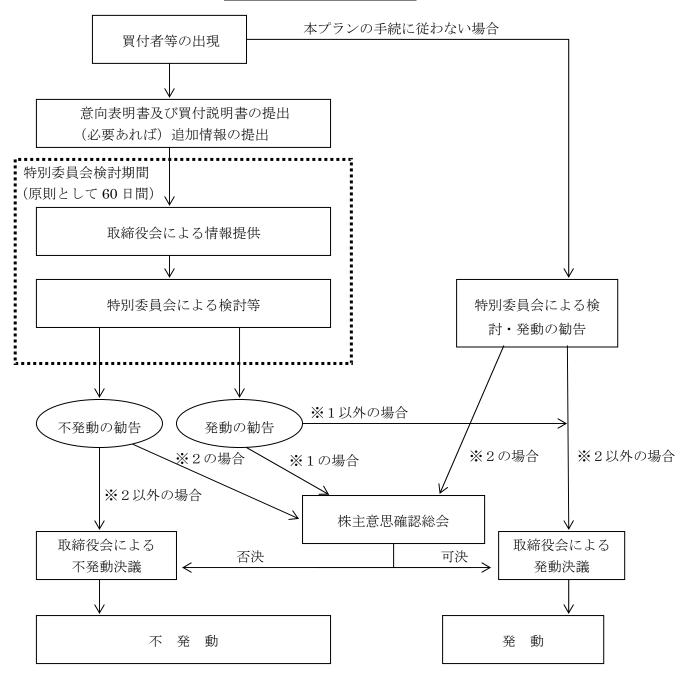
平成15年5月 同社取締役退任

平成15年6月 当社社外監査役就任(現任)

※上記3氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

# 本プランに係る手続の流れ



- ※1 (i)買付等について発動事由②の該当可能性が問題となっている場合で、特別委員会が発動に際し、 予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、又は、(ii)取締役会が、その善管注意義務に 照らし、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案した上で、株主の皆様の意思を確認するこ とが適切と判断する場合
- ※2 取締役会が、その善管注意義務に照らし、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案した上で 株主の皆様の意思を確認することが適切と判断する場合
- (注) 本フローチャートは本プランに係る手続の流れの概要をわかりやすく説明する目的で作成されたものにすぎないため、本プランの詳細については、プレスリリース本文をご参照下さい。

# 大株主の状況

2010年3月31日現在の当社の大株主(上位10名)の状況は以下の通りです。

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
岩谷産業株式会社	2,026	16.13
笠 原 美 都 子	695	5.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会	555	4.42
社(退職給付信託岩谷産業口)		
八 田 正	509	4.06
新コスモス電機従業員持株会	473	3.77
大阪瓦斯株式会社	442	3.52
新コスモス電機取引先持株会	430	3.43
柴 田 芳 市	414	3.30
第一生命保険相互会社	385	3.07
竹 内 傳 治	370	2.95
計	6,265	49.88

<sup>(</sup>注) 出資比率は、自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合です。